

# 厚生常任委員会

平成13年2月21日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木田 守彦                      里川 宜志子

喜多 郁子                      吉川 勝義                      萬里川議長

欠席委員 村中 政昭

## 2. 理事者出席者

町 長 小城 利重                      助 役 芳村 是

収 入 役 中野 秀樹                      総務部長 植村 哲男

住民生活部長 中井 克巳                      福祉課長 浦口 隆

同課長補佐 寺田 良信                      同課長補佐 植村 俊彦

健康推進課長 西田 哲也                      同課長補佐 西梶 浩司

同 係 長 安藤 康晴

環境対策課長 水田 美文                      同課長補佐 川端 伸和

同課長補佐 西野 逸                      同 係 長 栗本 公生

住 民 課 長 阪野 輝男                      同 係 長 清水 昭雄

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子                      同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会宣言（午前9時00分）

村中副委員長が検査入院のため欠席でございますが、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

始めに町長の挨拶をお受けいたします。

町長

（町長挨拶）

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、喜多委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、継続審査案件であります（仮称）総合福社会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長

現在総合福社会館整備計画につきましては、今日まで役場周辺におきまして建設予定地内の地権者に対しまして、用地の提供方について再三のご協力をお願いするという形で続けてまいりましたけれども、合意を得られるところまではいたりませんで、今後も引き続き交渉を続けていくということがかなり難しい状況でございます。ただ整備計画の予定期間等もございますので、この予定いたしておりました場所につきましては交渉を中断するという形で、別の場所、役場周辺でございますが、現在地権者の方に用地の提供方についての協力をお願いしているところであります。この場所につきましても、平成15年の完成を目指しておりますので引き続き努力してまいりたいと考えております。

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

（質疑なし）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了  
します。  
次に、3月議会提出予定議案について、予め説明を受けることにい  
たします。はじめに、平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）  
についてのうち、当委員会所管に関わりますものについての説明を求  
めます。

福祉課長 （福祉課所管に係る一般会計補正予算の説明）

環境対策  
課長 （環境対策課所管に係る一般会計補正予算の説明）

住民課長 （住民課所管に係る一般会計補正予算の説明）

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいた  
します。  
  
（ 質疑なし ）

委員長 次に、平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進  
課長 歳入につきましては、国庫補助金の51万6千円を受け入れるとい  
うことの増額補正をお願いするものであります。歳出につきましては、  
増額分を財源振り替えをいたしまして、予備費に充当させていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいた

します。

里川委員 確認をしたいのですが、国保の方の基金の残高はいくらになりますか。

収入役 国民健康保険財政調整基金でございます。今現在の残高につきましては2,530万1,974円でございます。

委員長 次に、平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 要介護の認定件数の増に伴いまして、認定検査会費におけます主治医意見書作成手数料並びに認定調査委託料等の増額補正をお願いするものであります。また、歳入につきましても雇用国庫支出金並びに一般会計繰入金の増額補正をお願いするものであります。歳出については165万4千円の増額をお願いするもので、歳入については2分の1の82万7千円の増額ということでお願いしたいと考えております。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 審査会の方が増えてきたということですが、具体的な数字は出せませんか。

福祉課長 3月までの見込みということで、次回に詳細ご報告させていただきます。

委員長 以上、3月議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項といたしまして、（１）斑鳩町車椅子昇降用リフト付マイクロバス使用規程の全部を改正する規程についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 リフト付きマイクロバスふれあい号につきましては、コミュニティバスの運行等と併せまして、今日までより効率的な運行方法等につきまして検討してまいりました。こうしたことから、今日までリフトバスが担ってまいりました町内の循環の運行につきましてはコミュニティバスにおいて運行していただくということで、リフト付きバスにつきましては障害者や高齢者、団体等の利用申し込みによる運行方法により変更させていただきます。また、地域福祉に関係します団体等の方に対しましても福祉活動を活性化させるということから、利用対象に含めました使用規程の全部改正を行うものであります。内容について説明させていただきます。

（資料１により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

喜多委員 概ね60歳以上の高齢者で主に構成される団体ということですが、これは老人会とかそういう団体ということなのですか。

福祉課長 老人会ということにはこだわっておりませんが、概ね60歳以上で構成される団体という形で掲げさせていただいております。明確には決めておりません。

喜多委員 バスの定員は何人ですか。

福祉課長 定員20名です。

喜多委員 付添人は加わっているのですか。

福祉課長 付き添いが必要なときはその方についても乗っていただいて結構です。

里川委員 障害をお持ちの方で定期的にこのリフトバスを利用されている人はなかったのかなと、その辺が心配なところなのですが。定期利用者についてどういう認識を持っておられるのか。もしおられたら対応についてどのように考えておられるのか。

福祉課長 障害者についても利用していただくということで、今日まで運行してきておりますが、リフトにつきましては車椅子での利用はなかったということでございます。高齢者につきましてはカートの利用で今日までボランティアの方に介添えをしていただいております。これにつきましては今後コミュニティバスで乗っていただくということになりますので、乗務員さんの方で手助けをお願いしていきたいと思っております。

それから、リフト付きバスにつきましては、利用していただく団体の方でその辺の配慮をお願いしたいと考えております。

里川委員 そうしますと、今の課長の説明にもあったのですが、足下のおぼつかないお年寄りの方については、乗務員がということですが、当然これまでどおり運転手が全てを兼ねてのコミュニティバスということになっているわけですが、その辺について乗務員の配慮ということをおっしゃっていただいているのですが、その辺さらに担当課とどういう対応になるかしっかりと詰めていただきたいと思います。

総務部長 その辺につきましては、担当の方と事務サイドで話をしております。従前から運転手にカートを利用されるお年寄りが乗られた場合は、手助けするようにとお願いしております。

里川委員 気持ちよく安全に乗降していただけるような配慮をこれからもお願

いしておきます。

吉川委員 利用の申し込みなのですが、2か月前ということである程度決めておかなければいけないのですが、仮に団体等なんかは1年間の予定を組みます。2か月前にうまく予約が取ればいいですが、予定が組んであるのにそれが取れなかったら、また事業を変更しなければいけない場合がありますので、できたら老人会など予定を組んでやっておられるところは、3か月前でもある程度許可していくという弾力性は取れないものか。

福祉課長 各団体の方が同じような考え方で行事等を組まれると思いますので、2か月より以前に受付させていただくということは考えておりません。

吉川委員 もし調整できるものなら、早めに調整していただけたら変えられることはないと思いますので、重複した場合はお互い話し合いできるような配慮をしていただきたいと思います。

福祉課長 どうしても3か月ぐらい前にその日を押さえておく必要があると、特にそういう場合には、規約の方にも設けさせていただいておりますが、その辺については利用していただく中で検討させていただきたいと思います。一応申し込み順ということが原則という形で、決めさせていただいておりますが、団体の中で話し合いをしていただいて日ごとの調整をしていただくことについては結構かと思っております。

喜多委員 使用の申し込みの手順の中に誓約書を取られるようですが、この中の使用規定に基づいた運行中に生じた不測の事故については、斑鳩町及び斑鳩町社会福祉協議会に対して一切責任を問わないことを誓約いたしますという誓約書をお取りになるわけですが、運行中に生じた不測の事故ということについては、どういう内容を想定されているのか。

福祉課長 通常は運行していただく中では問題はないわけですが、天災とかそういうものについての事態については、責任はありませんよということで考えております。

喜多委員 たとえば、障害のある方が乗られるわけですから、何かずれたりして車内の事故の場合を指すのかなというふうに思ったので、そういうことについては一切責任を問わないという解釈をしたのです。ですから、そういう事故は不測の事故に入るのか入らないのか、かなり解釈の範囲は難しくなると思う。ですからそういう不測の事故という範囲というのをある程度明確にしておかないと、後々面倒が起こらないかと感じたのです。その辺心配をしています。

住民生活  
部長 ご指摘のようにそういう場合も考えられますので、我々として考えられる不測の事故というのはどういうものがあるのかということをもう少し検討させていただいて、申し込み時に誓約書を書いていただくときに、こういうことについてはこういう形が考えられますのでということで、利用者の方々に注意をしていくという形で対応してまいりたいと考えております。

委員長 次に、（２）斑鳩町飼い猫不妊手術費助成金交付要綱についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

環境対策  
課長 近年の環境対策は、高度経済成長期の公害対策から快適さへの確保へと移行しているが、最近その快適な生活環境を阻害する犬・猫等による被害、迷惑行為などの問題が多発しているところであります。斑鳩町における犬・猫等に係る苦情の中でも、所有者以外の住居への進入、所有者以外の住居内への繁殖など猫に関する問題が多発し、平成11年度でそういった繁殖による猫の保健所による引き取りが66件ございました。犬については狂犬等予防法の恒例により登録の義務や



捕獲の権限もあるなど、継続して飼育されるのが一般的な考え方になっているところでもあります。野犬の頭数も年々減少傾向にあります。猫についてはその習性により放し飼いをされる場合が多く、また捕獲の根拠法令もないことから、その結果みだりに繁殖し、適正に飼育を受ける機会のない迷惑猫、いわゆる野良猫が増加しているのが現状です。そのことに比例して住民の被害迷惑も年々増えてきているのが現状でございます。そこで猫の飼い主に対しまして、飼い猫の管理及び保護についても意識の高まりを図る手段といたしまして、飼い猫の不妊手術に要する費用の一部を助成したいと考え、繁殖を制限させ、もって迷惑猫、野良猫の減少及び被害の迷惑を防止することを目的とし、定めさせていただくものであります。

(資料2により説明)

- 委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。
- 里川委員 メス猫、オス猫それぞれ手術するのにどの程度かかるのでしょうか。また、手術自体どこで行っても医師の証明さえあれば適用されるのか。それと不妊手術についても、金額的なものは都道府県レベルで一定の基準が設けられているのか。
- 環境対策課長 1点目の不妊手術の費用でございますが、オス猫1万5千円、メス猫2万円ということで、獣医師会の方から聞いております。それとこの要項につきましては、獣医師の証明があればということですので、斑鳩町以外でもどこでも助成されます。
- 吉川委員 13年度の予算はどれ位予定されているのか。
- 環境対策課長 1頭4,000円で50頭の20万円を予定しております。

委員長 次に、（３）斑鳩町国民健康保険人間ドック健診事業助成要綱についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進課長 昨今の医療費の右肩上がりという状況の中で、医療費を削減するということにつきましては、やはり健康管理が第一であろうと考えております。その中で早期発見、早期治療を行うことによりまして医療費が一定の削減できるのではないかとということで、各種保険事業を展開させていただいているところでございます。その中で、今回国民健康保険の被保険者につきまして人間ドックの健診事業を導入するということで、提案をさせていただくものであります。

（資料３により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 近隣でもこの事業をされているところが多いのです。その要項の２条の助成対象者ですが、ここの３番目の町税を完納しているという文言があるのですけれど、他の町では全て国民健康保険料税を完納しているというふうな書かれ方をしているわけです。町税をという言い回しは申請者に対して全ての税金の調査をするつもりでいらっしゃるのか確認したいと思う。

それから医療機関の問題なのですが、人間ドックができる医療機関であれば、どの医療機関で受けようが問題はないというように受け取っていいのかどうか。

健康推進課長 町税の関係ですが、近隣市町村、おっしゃっていただいているように国民健康保険事業でございますので国保の完納者ということで限定されているようです。いろいろ近隣の情報を取り入れる中で、我々につきましては国保会計におきましても一般会計の繰り入れもあるということも考えられる中で、町税ということに限定させていただいたということでもあります。近隣先進市町村におかれましても、国保の滞納とい

うだけのチェックをしているけれども、斑鳩で考えておられる町税全般にということでした方が良かったというふうに意見として聞いております。そういうことで、我々といたしましても、国保事業であります、町税全般の完納者ということで限定させていただいているということでもあります。

また、医療機関につきましても、どの医療機関でも人間ドックという形の健診をしていただける医療機関であれば、町内・県外の医療機関でも結構ですということで、決定させていただいております。

里川委員 町税全般になりましたら、いろんなケースで町税を納めておられない方などの状況も掴んでいるのですが、そういう考え方で進めるということであれば、何かトラブルなども出てくる可能性もあるのかなという心配もするところなのですが、ではここで言う町税というのは、町へ納付される全ての税金という考え方でいくということによろしいですね。

健康推進課長 斑鳩町がその人に課税している税全てということで判断を下していきたいと考えております。また、滞納されている方につきまして、納付誓約等、分割誓約されておられる方につきましてはその時点の誓約までの納付状況を勘案いたしまして、完納ということに見なしたいと思っておりますので、滞納される方につきましてもいろいろ事情がございますけれども、やはり納められなければ納められない理由ということで相談の窓口を設けておりますので、そこで相談していただいて納税をしていただくよう努めていただくということをお願いしたいと思っております。

委員長 次に、（４）粗大ごみ収集の取組みについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

環境対策 本年４月１日から施行いたしました粗大ごみ処理手数料の徴収、い

課長

わゆる粗大ごみ処理有料化と特定家庭用機器再商品化法の施行に伴いまして若干粗大ごみ収集の見直しも計画しているところでございまして、そのことに関連してご説明させていただきます。

まずその前に前回の議会で議決いただきました粗大ごみ処理有料化のその後の進捗状況、また10月以降のごみ処理有料化の状況についてご説明いたします。12月議会で議決をいただきました粗大ごみ処理有料化でございしますが、2月号の町広報紙につきまして住民の方々による処理手数料徴収額について周知したところであります。また再度3月につきましては、各戸へ啓発啓蒙のチラシを配布し、住民周知に図っていきたいと考えております。

次に、10月のごみ処理有料化導入後のごみ排出の状況についてであります。まず本年1月までの一般家庭系の廃棄物のうち、可燃系につきましては対前年度につきまして約586トン減少し、率にして対前年度比87%でございします。不燃系につきましては対前年度253トン減少し、約75%であります。年度途中の有料化の導入でございしますが、排出量が昨年より下回っている結果になっているところでございします。

今後この減量化が長期的に持続できますようごみ処理有料化の導入の目的が達成できるよう、我々努力してまいりたいと考えております。

次に、平成13年度より粗大ごみ処理有料化の導入及び特定家庭用機器再商品化法の施行に伴い、若干粗大ごみ等の収集法の見直しを計画しておりますので、ご報告させていただきたいと考えております。

基本的にはごみ分別は今年度と同じであります。特定家庭用機器に指定されたエアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の4品目は資源物として取り扱うため、本町の分別種類は現行の8種類7分別から9種類8分別に増加いたします。また収集方法等も基本的には今年度と同様でございしますが、粗大ごみの収集につきましてはその処理手数料が収集時に徴収される関係上、共働き所帯など土・日曜日しか家庭におられないという所帯に対応するため、当委員会でもいろいろご審議させていただきました従来の収集に加え、毎月の第2土曜日、毎

月の第4日曜日にも収集を行うよう計画をしているところであります。また、粗大ごみは本年度最大20日ほど待ち予約がございましたが、できるだけ予約から収集まで短時間でできるよう、収集従業員の増員、収集車両の増台などを計画しております。4月から2台体制で収集の実施をしていくことを考えております。

また、粗大ごみの土曜日の収集に合わせ、ごみの搬入、いわゆる持ち込みごみを許可していく計画でございます。持ち込みの場合は、粗大ごみはもちろん町で収集しております全てのごみにつきましても先ほど申しました毎月の第2土曜日、第4日曜日につきましても資源物を対象とし、共働き所帯を始め、収集日に出し忘れた方や急いで処理をしたい方への対応策としてそういう措置を広げていきたいと考えております。

次に、特定家庭用機器の収集であります。小売店が引き取る義務のない場合に限り、町で収集するわけでございますが、収集につきましては粗大ごみに準じて行うこととし、予約時に購入先等の聞き取り調査を行い、町で収集するものか、小売店で行うものかを判断したいと考えております。なお、町で収集を行う場合、収集日時までに再商品化料金を郵便局に振り込んでいただき、家電リサイクル券の交付を受けていただくことが、町で収集できる場合の条件になるところでございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 4月から粗大ごみが有料化となると、その直前がかなり粗大ごみのリクエストが増えるのではないかと、そのことに対してどのようにされるかということ、住民の方々がそこで整理しようとなったときの対応は環境対策課としてどうされるのかということなど言っていたと思うのですが、4月から2台体制で行きたいという課長の説明もあったので、4月から2台体制であれば、増えて来るであろう3月、直前などについてどのように対応されようとしておられるのか。

環境対策課長 2月3月予約が殺到する可能性が高いことから、2月以降につきまして粗大ごみ収集どおり、今現在拡大しております、2台体制の収集車よりまして収集させていただき、混雑の緩和を極力努めているところであります。

里川委員 持ち込みなどについても、私も住民の方から聞いているのですが、4月から粗大ごみなどの持ち込みなんかもさせてもらったらよろしいですねということをおっしゃっているわけですね。後袋に入るものが不燃物として、入らないものが粗大ごみとしてという説明も、私も住民の方から聞かれたらその都度説明をさせていただいているわけですが、たぶん4月からの有料化に向けては住民の方の感情的なものもあると思いますので、トラぶった時には環対の担当課の方がしんどくなるのではないかと感じているのです。ですから、住民の方の利便性というものも考えて対応をしっかりとやっていっていただきたい。

喜多委員 委員会で申し上げていいのか判断に迷っているのですが、実は駅前の北口からさくら保育園のマンションがあるのですが、その前に道が狭くなっているところがありまして、2週間くらい前から布団のようなものがあって、袋に入ったごみがありました。たぶんあれは不法投棄ではなかろうかと、引っ越し者と違うかなと思いながら、そういった処理の対応と、もう1点、町道に土砂のようなものを繰り返し撒かれて、それを担当課は通報を受けて処理に行った。その処理の後にバイクで通られた女性が転倒して重傷を負われたということをお聞きして、そういったものにつきまして罰則というものはないのか、その辺を聞かせていただけますか。

環境対策課長 1点目の件なのですが、今場所がわかりましたので、それについては調査させていただきたいと思います。不法投棄につきましては、啓発用のパトロールで巡回もさせていただいております。今現在不法投

棄されやすい場所について巡回をいたしております。この場所については分からなかったということで、再度確認させていただき処理をさせていただきたいと思います。

2点目の件につきましては、補佐の方から説明させていただきます。

環境対策 喜多委員さんがおっしゃったのは、農協近くの町道沿いに溝の土を  
課長補佐 撒かれたということで、それにつきましてはすぐ道路管理者に通報があつて、私どもの課も一緒に清掃に行きました。一応清掃はさせてもらったのですが、まっ茶な土砂ということで夕方頃にその単車が通られて、滑って事故をされたという状況になっています。その後にごみを撒かれたということで、近くの民生委員さん等いろいろ心配されてそういう指導にあたってもらうようにしております。また、福祉課の方にも協議して、その対処については今後民生委員さんと相談して、協議していくということになっております。

これが不法投棄ということになるかどうかは、また別の問題になってくるかもしれません。一般的な不法投棄は廃棄物を他の場所に置くということになりますので、これについてはそれらを撒かれたという状況になりますので、このケースは別の問題になるかと思いますが、その対処は今後民生委員さんと相談して指導していきたいと思っております。

住民生活 民生委員さんとの相談ということなのですが、最終的には警察の方  
部長 立会の元でそういう行為を止めるようにということで、指導させていただき、本人もそういう形の部分については、いろいろ町行政に対する不満もあったわけですが、そういうことで本人さんとも話をさせていただいて、それから後は近くの自治会長さんからもそういうことをやられているということの連絡もありませんし、本人さんとの約束方は守られているということでご理解願いたいと思っております。

喜多委員 不法投棄の範疇になるかならないかという解釈の仕方もあるのでし

ようが、こじつけて言うわけではないですが、やはりポイ捨て禁止というものが条例の中に謳っているのですが、そうすると明らかに撒いたと、表現の違いはあっても同等の行為ではないだろうかと思うのです。それが原因で事故にあったということなので、撒かれた本人はどういう方か知りませんが、嚴重注意だけで終わるものなのかどうかという考え方をしています。今後そういうことはないだろうと思いますが、もっと厳しい処遇であっても良かったのではないかという感想を持ったのです。

吉川委員 家電リサイクルについては、持ち込みが可能だということで、前に口頭で場所等に持ち込んだ場合は無料ということで回答をいただいているのですが、この場所の図面を示してもらいたい。

それと、運搬手数料なのですが、町は3,000円ということに決まっておりますが、業者はどういう状況になっておるのか、もし把握しておられるのなら教えていただきたい。

4月1日から粗大ごみと特定家庭用機器4品目、400円から4,600円、これについてもまだ消費税がかかる。さらに運搬手数料もかかる。一番懸念されるのは、不法投棄が増えるのではないかと思う。たまたま18日に美化キャンペーンをする中で、特にそれを感じたわけですが、不法投棄に対する監視というか指導はどうやって行かれるのか。前にも申し上げたと思うのですが、腕章を付けると注意がしやすいわけです。特に私の住んでいるところは大和川、竜田川、三代川があって、捨て易いところだと思っている。できるだけ美しくしてあげると捨てにくい、私も自分で気がついたら持って帰るわけです。そういう制度をボランティアでお願いをして何とか対策を講じてもらわないと、大和川しかり富雄川もそうだと思う。今後どういう対応を考えておられるのかお聞きしたい。

環境対策課長 1点目の家電リサイクルの持ち込みの場所ですが、次回の委員会に図面で提示させていただきたいと思います。



家電リサイクル法に伴いまして、斑鳩町につきましては特定家庭用機器、収集運搬手数料1個3,000円ということで議決いただきました。今現在各業者、各量販店において決まっていないというのが実情でございます。ただ業者と量販店の考え方が若干違っているということは聞かさせていただいております。

それと、不法投棄の件でございますが、これにつきましては当委員会でいろいろとご審議させていただき、昨年10月から一部ごみの有料化をさせていただく中、それに伴いまして、私ども不法投棄に関わります環境パトロールを巡回させていただいております。今後我々パトロールをさせていただく中、その辺も十分踏まえた中で今後のパトロール班の再編成を考えてまいりたいと考えております。また吉川委員さんがおっしゃっております各地域に対する監視員、巡視員を設けたらどうかということでございます。これにつきましてもこれらの経緯を見る中でそういうことも十分踏まえた中で検討させていただきたいと考えております。

吉川委員 消費税はかかるのか、かからないのか。

環境対策課長補佐 リサイクル料金については消費税がかかります。それと郵便局の振り込み手数料1万円以下の場合は70円という情報が入ってきております。そして、町が行う運搬手数料については消費税はかかりません。ただし、一般小売業者が運搬する場合の手数料はかかります。

吉川委員 郵便局でシールを買うのに手数料70円がいるのか。

環境対策課長補佐 郵便局に振り込むときに手数料がいるわけです。

委員長 暫時休憩します。(午前10時21分)

委員長	再開いたします。（午前10時40分）
環境対策 課長補佐	家電リサイクルの流れとといいますか、フローチャートを示しましたのでこれに基づいて説明させていただきます。
	（別紙資料により説明）
	それと指定取引場所ですが、今現在2種類ございまして、AグループとBグループがあります。Aグループは、松下電気、東芝、ダイキンの3社でグループをつくっております。それが奈良県の場合は佐川急便の倉庫を利用するという形で、奈良店の大和郡山市の下三橋の方で倉庫を構えております。もう一つは佐川急便の大和高田店、大和高田市大谷の倉庫で捨てる場所をつくっております。
	それからBグループは、日立、三洋、ソニーがグループをつくっております。引き取りの場所は日本通運の倉庫になります。奈良県では奈良支店の横田倉庫、これは天理市南六条の場所にあります。それと橿原支店があります。そこへこのグループの製品を持っていくという形になります。これ以外のメーカーがあります。海外のメーカー等がありますので、これにつきましてはまだはっきりとした連絡はありませんが、どちらかのメーカーに入るであろうという考え方です。
	それと、リサイクル料金につきましても、こういう大きいメーカーはほぼ統一価格で表明しておりますが、その他のメーカーにつきましては異なります。書類は届いておりませんが、家電メーカーに問い合わせるかという形になると思います。これが決まり次第お知らせさせていただきます。
委員長	これについて質疑をお受けいたします。
里川委員	ごみの関係でお願いしておきたいことがございます。第一点は粗大ごみの有料化に向けて不法投棄が増えるということに関して、私は前の委員会で上位法との関連もあるけれど、町として独自に何か条例な

どを持つ気はないのかと、その辺の研究もしてほしいと発言していたのですが、それについての考え方をさらに大ききしたいということと、もう一点は環対の中でのごみ収集の体制の問題になると思うのですが、先日警告シールを貼られたごみが道にたくさん積んであって、そのままになっていたのですが、そういう現場の職員さんが収集に行かれて違反のごみがあった場合に、そういう警告シールを貼られると思うのですが、そのシールを貼って帰られた後の処理はどのように考えておられるのか確認しておきたい。

町 長           1点目の上位法との関係の条例というのは、ほとんど精神条例で実際やったらどうかという処罰がないとか、あるいは罰金制度を加えてきましたのもございます。しかし、これは現場を押さえて誰がどうかということはなかなか難しい問題であると思います。やはりこれはモラルの問題であるわけですから、一番こういう問題でも一生懸命ごみ回収収集について協力していただける町民は大半です。一部の者があるいは町外の方がそういうことによって被害を被っているということですし、美化キャンペーン等でいろんな努力をいただいて町内で起きている問題は町内で解決するということが大事であろうと。ただごみを放されることについて規則とか条例をつくって、それをどう奨励していくのか、それをどう監視していくのかということがある。我々はそういうものについて努力をしていくことが一番大事であろうと思う。ボランティア、あるいは監視員の方々にひとつご協力を願って、そういう努力をしていくということが大事であろうと思っています。

環境対策  
課長           2点目のごみ収集の体制の中で、ごみ袋において大量の廃棄物が放置されている場合、わからないものが出されたということの処理ということですが、当然私たち収集行った中でそういうものが出されておいたら、収集してこない、また警告シールを貼ってまいります。少ない場合はよろしいですが、多量にある場合美観の問題等いろいろ問題がございます。その中で私どもは一定期間おいていただく中で、しか

し最終わからない場合については、町が回収することになっています。自治会にはその旨の報告もさせていただき、気を付けていただきたいということを申し入れさせていただいております。

里川委員 今後の問題としましても、システム的にきちっと現場の職員が行って警告シールを貼ってきたと、どこの地域でシールをこれだけ貼ったという連絡などが環対の方に入って、そして環対の方から自治会長宛にでも今日はこういうことがありましたというような連絡を取っていただけるようなシステムをつくっていただいた方が、速やかに間違ったごみなどの回収がスムーズにできるのではないかという気がしています。その辺きちっとしたシステムで早急に対応ができるようにしていただけたらと思いますので要望しておきます。

吉川委員 11月27日に不法投棄2件が西和署へ届け出て検討してもらっているということですが、その後の処理はどうなったのか。

環境対策課長補佐 1件は本人さんと連絡が付きまして、警察の方から注意と、それからその品物を引き取りいただいたと、もう1件は警察の方で連絡が取れないという状況で、結果等は出ておりません。

吉川委員 1件わかった方も、ただ嚴重注意だけで終わったのか、始末書ぐらいはもらってあるのか。もう1件分からないと言われるが、住所は警察も調べてもらうけれど、こちらでも調べられるのではないのか、その住所が分からないということか。

環境対策課長補佐 住所はわかっておりまして、連絡は取っておりますが、その方の行方がわからないという状況です。

吉川委員 こういう件については徹底的に調べてもらって、最善の努力をやっていただきたい。

委員長 次に、（５）福祉・健康ふれあいまつりの開催についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進  
課長 （別紙資料により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 もう１件報告事項があるということですのでお願いいたします。

福祉課長 今まで訪問介護を利用していただいている方につきましては、介護保険制度の施行から１年間の間におきまして、低所得者対策として本来１０％の１割負担という形になってございましたが、これらの訪問ヘルプサービスを今まで持っておられた方につきましては、利用者負担を３％にするということで減免措置を講じてまいりました。４月から新規に利用していただく方につきましてもこの制度の範囲を拡大して減免をさせていただきたいということでよろしく申し上げます。

それから利用者につきましては今と同じですが、生計中心者が所得税非課税の方ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということとで終了します。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたし

ます。

吉川委員 11月27日また11月14日の委員会でも聞いておるわけですが、町営墓地の見通しについて、13年度の考え方進め方について聞いておきたい。

町長 いずれにいたしましても、町営墓地の関係につきましては、現時点の極楽寺の関係等について裁判がございますし、その結果を待っておるという状況です。私の方の考え方としては、現在裁判の関係等がございます。その問題がある程度決着がついて、将来的にその周辺で皆さん方が墓地の関係等についてご協力ご理解いただけるのなら、そのことについて13年度中は話をさせていただいて、将来的には白石畑の関係等について今後どういう見通しがあるのか、そこらを見極めてまいりたいと考えております。13年度中は恐らくそういう話し合いをする中で、必ずしもOKという返事が得られるのか、あるいはいろんな問題点が残っているのか、その辺を見定めていく必要があると思う。ご指摘のことについて、我々としては13年度中は白石畑の候補地等の中で、そういう点について地域の方とご相談申し上げ、この問題が解決できるのであれば、こういうことで整理できればいいと思っております。

吉川委員 白石畑という名が出たのですが、前の報告の中では西里の近くとか、3カ所ほど出ていたと思う。裁判のことも出ましたけれど、裁判を待っていて考えいたのは遅すぎると思う。こういう問題はすぐにいかないと思うので、できるだけ早い機会にせめて場所の選定でもしていただいて、最善の努力をお願いしておきます。

次に、2点目なのですが、これは12月の一般質問でもさせていただきました。それは各補償工事についての町の対応でございます。これは自分の資料から引き抜いてきたわけですが、予算審査特別委員会で集約された小学校、衛生浄化センター建設に伴う地元大字の要望の

関連補償工事についてということですが、誠意を持って対応できるように、またその工事の費用等は計画的に予算計上され、地元の要望に応えられよう積極的な対応を講じられること、ということでちゃんと要望が出ているわけです。

返事はいつもいい返事をいただいております。12月にも失礼ですが、町長以下助役、教育長、収入役も含めまして、私は全部に聞いているわけです。中井部長も四役が言われたとおりですとはっきりと言っておられるわけです。10月に神南から毎年要望を出してくれということで、役員会を前倒しにしてやって出したのが、まだ回答がないわけです。早く出してくれといっているのに未だに回答がないわけです。どういうことですか。これを全部やれとかは言っておられない。出したものについてはお互い誠意を持って話し合いをし、理解できる分は理解をしていきたいと思う。前にも回答をもらっていますが、各補償工事については予算編成前に覚え書き等に基づき地元関係者と十分に協議を行う中で、予算に反映するとともに誠意を持って各地元要望事業を進めてまいりますと言っておられるわけです。話し合いもついでいないのになぜ予算の編成が終わっているのかということ自治会でも指摘されるわけです。仮にそういうことが自治会長から要望がなかったらちゃんと回答すべきだと思うのです。

助 役

補償工事につきましては、地元の覚え書き等の基づいて計画的にそれらの補償をしていくということを我々把握しているわけです。以前の地元の補償について当然努力をしていくことが大事であろうと考えてます。

私たち予算編成をするときは、これが地元との話し合いによって要求された分を確かめながら予算措置をしていくということでありま。あくまでもその覚え書き等について協議をし、また忘れるそういうようなことは絶対していない。全て任せていただく中で町として財源的に難しい面もございます。そういうことは地元とお願いしながら、これは次年度にまわしてくれという話をして、そういうことを踏まえ

ながら、きちっとした対応をしていくということは自信を持って言えます。ただ今吉川委員が言われます連絡の流れという問題については、我々としては対応がまずかったのではないかと思っています。当然、地元の要望に対しての検討というものは十分しながら、約束すべきことは約束した形で進めていくということでございますので、報告していないことについては後日担当課とも十分話をしながら、それが事実どういふことであったかということが間違っていたならば、ご説明申し上げていきたいと思ひます。いずれにしても地元補償等につきましては、その要望というものは聞いていきたいと考えております。

吉川委員 助役さんが言われたとおりで、補償工事やってもらってないところは言っていないつもりです。ただ毎年話合いをしてもらっているわけです。そして要望を出せということで要望を出しているわけです。その回答が、もう査定が終わっていると、建設課に聞きに行ったらもう早くに話合いできてますよと言われる。その回答が出てきていない。その中身を文句言っているのではないですよ。始めはこうであっても、話合いをしていく中で解決していくわけですから、始めからそういう話があつて話がつく問題でも、もう査定も終わっていますと、決めておいてからうちと話合いをするのかと言いたくなる。神南だけの問題ではないと思うのです。前にも例を挙げたと思うのですが、広陵町みたいになったら大変です。特に焼却場問題、地元で委員長がおられるので失礼かもしれませんが、私はきちっとしてもらわないと、これは10年できっているのですから。またあれだけのお金を投入して、国や県の補助もありますけれど、税金をいかに効率よく使ってもらふかというのが一番大事です。

私たちが含めてみんな勉強して、住民の付託に答えていくようにしないと、最大限自分の持っているものを生かしていくのが大事だと思うのです。その中では話合いです。仮に私が地元に住んでいて焼却場を10年できてあつたら、はっきりいって10年で私は反対します。こんな状態でいかれたら。前にも申し上げた、係は一生懸命探してく



れはったけどない。始めくるときには植樹をこうして、こうなりますと、竜田川改修の時にちょうど大和川と竜田川の合流点に大きな看板をかけてやっていただいています。あれを見て良くなるんだなということで皆もある程度心が変わってくると思うのです。総会で図面を示されて、これもやりますと言われたから心動かしたわけです。あの処理場へ何回行ってますか。その時の気持ちなんてぜんぜんない。今仮にその時の職員さんがいたらもっと言います。その当時の職員さん誰もいてない。だから私らが頼るのはこの文章だけ。神南は、最近は花を植えたり美しくしてもらっているから、私も神南の住民の方に胸をはって言えます。けどおかしい状態だったら言えない。神南のみんなの同意で処理場ができた。そのことについて私は総会でも言っています。もう少し誠意を持って何事も取り組んでもらいたい。その中で無理言っていると思うなら委員会にかけてもらったらいいい。私の言っているのはそれ以前の問題。

助 役

地元に対してご迷惑をかけているということに対して、要望を聞いていくというのが当然行政が示す答申ですが、各種補償工事についての各自治会の要望については、そういう中で当時の状況を考えながらきちんとしていかなければならないということを考えているわけですね。やはり地元等の協力がなければ、あそこで施設が管理運営できないわけでごさいます、長くそれをさせていただこうとすれば、地元の要望も聞いていくというのが当然でございます。

ただ町といたしましても財源もございます。それは地元とできるだけ協議しながら理解していただく中でやっていくということにすべきだろうと思います。そういうことから地元と事前協議しながら、きちんとした内容で今度予算をこれだけ組みますからこれでいきましょうということを確認しなかったということは、非常に残念に思うのですが、今後そのようなことがないように早い段階で予算採りをしていきたいとこのように思います。今後、いろんな面に対してご協力願わないといけないことが多くあると思います。我々としては十分な対応を

してまいりたいと思います。

我々の対応のまずさによって地元で協力していただければ、我々としては反省しなければならない。そのようなことがないように地元の理解と協力を得ながら、事前に早く早く処理していくということを十分肝に命じながら対応していきたいと思います。

吉川委員　もう少し誠意を持って取り組んでもらいたいと思うし、いくら住民が要望してもできないことはできない。それは話合いだと思うのです。要望出せと言っておいて、10月に出してますねん。もう予算査定も終わってますねん。せめてもう少し早く回答出してあげないと、総会しないといけないのですから。今後こういうことのないように取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

住民生活部長　今、ご指摘の文書での回答が遅くなって申し訳ございません。緊急に作成いたしまして、自治会長さんまた農家組合長さんのところへ持って行かせていただくということでご了承いただきたいと思います。

里川委員　先程の介護保険の関係ですが、利用料については調査会の方でも話合っていたという結果で、これまで私も介護保険について保険料や利用料の減免については、再三一般質問等で取り上げさせていただいた中では非常に喜んでいるところですが、保険料についても調査をさせていただいているところなのですが、斑鳩町でも介護保険の保険料、普通徴収の方が20%近くおられるのです。2割近くおられる中で滞納状況を調査させていただいたら、やはり第2段階の層の方の滞納率がかなり高くなっているように見うけるのですが、担当の方ではどのようにお考えになっているのか。どういう状況で滞納に繋がっているのかというところ、その辺を考えていただいているのかどうか、調査しているのかどうかというのを確認させていただきたいのですが。

福祉課長  
補佐

普通徴収の納付状況、滞納者率でございますが、1月31日現在、全体で8.9%でございます。委員さんご指摘のとおり第2段階非課税世帯の方の滞納率は278人のうち37人おられまして13.3%確かに多くなっていますが、その他の段階では例えば第4段階、ご本人さんが住民税を課税されているというおうちの方ですが、98人中11人滞納されておられまして、11.2%となっておりますので、率を見る限り第2段階が特別高いということではないように思っております。ただ、今回第1期、11月30日納期の分なのですが、介護保険そのものが初めての制度でございますし、今回保険料の納付ということが初めてでございますし、とりあえずはすぐに納期が過ぎたからといって督促状を送らせていただくということではなく、まずは納め忘れがないかどうかの案内の文章を12月の中ごろに送らせていただきました。それでいくらか滞納されている方が少なくなったわけですが、その後、担当者によりまして電話で納め忘れがないかどうか確認をしているところでございます。担当者がお電話をさせていただく中で、いろいろ事情があるということは聞いておりますが、基本的には電話をさせていただいた中では忘れていたからすぐに納めますということで、収納率がアップして滞納率が現在8.9%まで下がってきたという状況でございます。

特に第2段階の中にはお一人暮らしの方がおられますので、電話などでの連絡が現在まだとれていないという方もおられますので、今のところ必ずしも保険料の負担が重いということで、これが滞納に繋がっているという状況になっているということは把握している段階ではございません。

里川委員

今後も第2段階層、私も当初から心配しているのですが、生活保護基準に近いような状況第2段階層の高齢者の方々の状況はできるだけ私たちもつかんでいながら検討していくべきではないかと思っております。

お一人暮らしのお年寄りが発病されて、ご病気を苦にされまして首を

つってお亡くなりになったという事件が隣の平群町で年末にあったのですが、そういうことも含めて高齢者の不安というものを取り除いていかなければいけないと私自身も再度認識をしたのですが、特に行政の方もそういうところにも目をつけながら特に福祉関係の問題についてはいろいろ大変だろうと思うのですが、そういうところの目配せもしながらこれからも進めていっていただきたいと思います。

医療費の問題ですが、1月から改正になって、まだレセなども回ってきていない状況であろうと思いますので、十分におつかみになっていないと思いますが、今言ったようにかなり負担増という状況が起こっているようなお年寄りはいないのかどうかというような、そういう観点でもって仕事に望んでいただきたい。

以前からダイオキシン、環境の問題でいろいろ言ってきた経緯がございます。その時にダイオキシン関連の基準値が以前の厚生省と環境庁ではずれがあったりとかいう問題を指摘したと思うのですが、今回省庁再編になりまして、厚生労働省と環境省に分かれてその中の局を見ていくと、ほぼ環境省の方にそういった数字的なものを含めましてとりまとめが行われていくのかなとは思っているのですが、やはり基準値が省によって違うということはおかしいと前から言ってきましたが、今後環境関係についてどうなっていくのか、省庁再編にもなっても何らかの変化があったのかどうか、担当課ではつかんでおられるのか。またつかんでおられないようであれば、これからもこういった人体に関わるような基準値などの問題についてもきちっとやっていただけるように県や国に要望をあげていっていただきたいと思います。

町長 省庁再編になりまして、環境庁という中でされているわけですが、これは誰しもが心配することですから、世界の皆さんが心配されているわけです。その中でダイオキシンの基準はどうであるとか、PCBの基準がどうであるとかは、まさにそういう議論があります。ただそれで枠がはまってしまって、もうそれに関係するということよりも、その基準がどうあるべきかということで、そのダイオキシンでもいろいろ

ろと言われている中で、海から採られた魚に含んでいるとか、そういう要素があって、この間も高安で健康チェックをしましたが、なかなかそれが言明できない、わからない、そういうところに一つ大きな問題があると思います。特にこれからダイオキシンの問題以上に紫外線の問題とか環境ホルモンの問題等がかなり大きな問題になってくる。人間の中の精神がおかされるとか、子どもができないとか、必ず出てくることですから、これは大変なことですから、国も世界もそういう点については、基準値の関係については頑張ってくださいいております。問題はやはりマスコミが発表されるのが、どこでそういうことを取られるのか知りませんが、出てしまったらもう終わりなのです。我々はその基準に当てはまってしまうというところに大きな問題がある。今まさに環境庁がそういう資料を、調査、研究しておられるということのを待って、環境庁が発表されたらその基準で考えるが、先にマスコミが先行して発表されてそれに洗脳されたような感じがします。国民意識が高いですから、十分に判断しなかったら、今のポリカーボネイトの関係でも環境汚染されるということで陶磁器に代えていくと、しかしまだ厚生省ではポリカーボネイトでも大丈夫だということがあるわけですから、その辺のことを十二分に把握しないとイケない。

我々としては世界的に地球環境破壊に伴っていく問題ですから、そういう問題については環境庁に頑張ってくださいしかないわけですから。我々としてはそういう基準をクリアしていくというのが絶対の使命であると思います。

里川委員 町長もこれまでも特に環境問題についても熱心に取り組んでいただいているというふうに認識しているところです。今後ますます続いていく問題ですので、担当としましてもそのところ、自分たちでどうにもできない矛盾であっても、それおかしいのではないかということを上を挙げていくという姿勢、そういうものがないと上も動かないと思いますので、あいまいな状況があった場合にはできるだけはっきりさせていってほしいと思います。

吉川委員 4月1日から粗大ごみも有料化になります。3月に粗大ごみの関係で収集が多くなると思います。最善の努力をしていただいて、対応をよろしく願いしておきたいと思います。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。  
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり町長の挨拶お受けします。

町 長 あいさつ

委員長 閉会宣言（午前11時45分）